

令和2年第2回定例会

## 総務常任委員会記録

令和2年6月22日（月）於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時32分

### ○出席委員（7名）

5番 福士文敏委員      12番 尾崎寿一委員      17番 鶴ヶ谷慶市委員  
21番 三上秋雄委員      22番 佐藤哲委員      23番 越明男委員  
24番 工藤光志委員

### ○出席理事者（4名）

財務部長 須郷雅憲      市民税課長 白取靖夫  
資産税課長 石田剛      収納課長 西沢宏智

### ○出席事務局職員（2名）

局長 高橋晋二      書記 成田敏教

---

【午前10時00分 開会】

- 委員長（工藤光志委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。  
本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

---

### 議案第47号 弘前市税条例の一部を改正する条例案

- 委員長（工藤光志委員） 議案第47号弘前市税条例の一部を改正する条例案を審査に供します。  
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

- 財務部長（須郷雅憲） 議案第47号弘前市税条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税における再生可能エネルギー発電設備のうち水力発電に係る課税標準の特例割合を変更し、並びに新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置による影響を緩和するための特例を設けるため、所要の改正を行うものであります。

改正概要の資料を御覧願います。

まず、固定資産税関係では、わがまち特例の再生可能エネルギー発電設備のうち水力発電に係る固定資産税の課税標準の特例割合を変更するもので、附則第9条の2において特例割合を定めるものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る特例について御説明いたします。

まず、固定資産税及び都市計画税において、令和3年度課税分について、中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産の課税標準を、収入の前年比に応じてゼロまたは2分の1とする特例措置を新設しようとするものであります。また、固定資産税において、生産性向上のための設備投資に対する特例措置について適用対象に事業用家屋と構築物を加え、期間を2年延長するものであります。

以上に伴いまして、附則第8条及び附則第9条において課税標準の特例の範囲の拡大を、附則第9条の2においてわがまち特例の特例割合を定めるものであります。

次に、資料の裏面を御覧ください。市税等の徴収猶予の特例に関する申請書類の提出期間を定める準用先として、附則第24条を新設するものであります。

次に、軽自動車税環境性能割では、軽自動車取得時に課税される環境性能割を1%軽減する特例を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものであり、附則第6条の2において規定の整備をするものであります。

続きまして、個人住民税では、文化芸術・スポーツイベントが中止等となった場合、そのチケットの払戻しを受けないことを選択した者は、その金額を寄附とみなし、税額控除を受けられるものであります。そのほか、住宅ローン控除において、控除期間が13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合でも一定の要件を満たした場合、適用期限を令和16年度まで延長できるものであります。

以上に伴いまして、附則第25条に寄附金控除の特例の新設、附則第26条に住宅ローン控除の特例を新設するものであります。

最後に、本改正条例の附則について、附則第1条において施行期日を規定するものであります。

説明は以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 大きく二つに分けて、2回ほど質疑いたしますので、ひとつよろしく説明のほどお願い申し上げます。提案理由の、最初に渡された、一部を改正する条例案といえますか、条例の提案に沿って、私のほうは、最初の1回目は第1条を中心に、2回目は第2条を中心にして、冒頭に言ったように、2回に分けて質疑させていただきます。

というのは、附則が前面に出た形での一部改正なものですから、何かこう附則というのは、率直に言わせてもらおうと、本則と違ってなかなかよくなじまないところがあるのです。

そこで今、部長から説明を受けた中の、第1条で二、三にちょっと絞って説明いたします。

まず最初に、附則第6条の2と言ったほうがいいのでしょうか。ここの部分を伺いたします。これ、令和3年3月31日に日付を延長ということですね。何を3月31日まで延長するのかということと、あわせて、この延長に伴って市民の皆さん方に対してどんな影響を及ぼすのかとの観点で、以下、質疑します。

それから次に、二つ目、附則第8条中の規定をというふうにあるのだけれども、ここちょっと準備過程で、私はちょっとよぐわがねがったんだねな。8条中の規定を61条、62条と、これは法附則のことですね、61条、62条と。附則8条中の規定が61条、62条の規定にどう絡むのかというのをちょっともう1回説明してもらえませんか、担当課のほうで。

それから、3点目、附則第9条中、ここも今のところと同じなのですが、附則9条中が法附則の15条の3、あるいは——15条と言いながら、また61条と出てくるものだから、ちょ

っと混乱がまた始まるのですが、この3点、取りあえずこの第1条のところに沿って。

それで最後、4点目。18項のところの次に新型コロナウイルス感染症等々の徴収猶予という問題が出てくる。これが、今度の地方税法改正の一つの目玉なのでしょう。

ここを少し、もう少し説明していただけませんか。附則24条を設定することによって、徴収猶予の特例に関する手続を定めるのだということでしょう。これはもう先ほど、冒頭で言ったように、この結果、市民の皆さんに今発生している諸税、あるいはこれから発生するであろう諸税に徴収猶予の典型例を当てはめた場合にどんな影響があるのかと。

あわせて、ここは徴収猶予の特例ですから、これ周知徹底という問題もやっぱり出てくるかと思うのです。この点、ひとつまとめた形で1回目に質疑いたしますので、担当課のほうでひとつ御説明をお願いしたいと思います。まずお願いします。

○市民税課長（白取靖夫） ただいま頂いた御質疑、税3課——市民税課、資産税課、収納課、全部絡みますので、順次御答弁させていただきます。

まず、私からは、一番最初の附則第6条の2の関係でございます。

これは軽自動車税の環境性能割に関する規定でございます。環境性能割といいますのは、昨年10月から導入された税です。ただし、昨年9月までは自動車取得税という名称のいわゆる県税でございました。それが、環境性能割と名称が変わって、なおかつ市税になったものでございます。それで、この賦課徴収は、今現在も従前どおり県が行うと、当分の間行うというふうなことでございますが、昨年10月に環境性能割が導入された際、税率は3種類あります。非課税か、1%か、または2%かの3種類でございます。購入価格といえいいのでしょうか、その1%とか2%が課税されると。

ただし、導入から1年間、つまり今年9月末までは1%減じますよという措置が講じられることになりました。それによって、非課税はもちろん非課税のまま、1%のランクのところも非課税となり、2%のものは1%という、要するに今現在は非課税か、または1%かの2種類しかございません。これは今言いましたように、今年9月末まで行う、1年間だけの措置だったのですが、それをこのたび半年延長しまして、来年3月末まで1%減じますという臨時的軽減措置を半年延長するというのがこの規定の内容でございます。

○資産税課長（石田 剛） 続きまして、御質疑の二つ目、附則第8条のことについて御説明申し上げます。

附則第8条については、固定資産税の軽減措置を定めておりまして、今回追加いたしました法附則の第61条や第62条という規定が追加されるのを条例でも規定しようとするものです。それで、61条というのが固定資産税と都市計画税の軽減の部分を規定しておりまして、62条については、先端設備——生産性の上がる設備を整備した場合に適用される軽減が規定された地方税法附則の規定になります。

それで今回、この二つを加えることによって、国のほうで決めました令和3年度に限定ですけれども、固定資産税と都市計画税の、収入の割合に応じますけれども、2分の1とかゼロになるとかという減免が適用になるものでございます。

それで同じく附則第9条については、こちらが都市計画税のほうの減免の——減免といいますか、軽減の特例の規定になりまして、その中では61条のみを適用しております。その61条といいますのは、先ほど申しましたように、法附則の中では都市計画税と固定資産税を規定しておりますので、これをもって固定資産税と同じように令和3年度の2分の1とかゼロの軽減を弘前市でも対象にできるようになるということになります。

○**収納課長（西沢宏智）** 4点目の、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る手続についてお答えいたします。

このたびの地方税法等の一部改正によって、前年度同期に比べておおむね20%以上収入が減った方については、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できるという特例の制度が創設されております。

今回の附則24条に関しましては、その中で、特例手続の申請書の訂正等に係る期間について、市税条例で規定されている20日間という期間がありますけれども、これが既存の規定にあります。それで、この規定を準用する規定を新たに附則第24条で設けるということであります。

それから、今回の徴収猶予に関する市民への影響ということですが、当然、収入が減って、皆さん、税金のほうを払うのが非常に厳しいということで、今お話しした20%、おおむね20%減した方については、様々な、固定資産税とか市県民税とかがありますので、それについては猶予申請等を上げていただければ猶予できるということです。

あとは周知徹底についてです。こちらにつきましては、市のホームページに載せておりますのと、あとは広報ひろさきに何回か今載せて、これからもまた、来月以降も載っていきます。あとはアップルウェブのほうで、毎日、行政なんでも情報でしたか、そちらのほうで放送してもらっていると。あとは徴収猶予に関するパンフレットを作成して、本庁舎の窓口のほか、出張所とか支所のほうにも備え付けて周知いたしております。

○**23番（越 明男委員）** 今、収納課長が最後にお話しした納付猶予の問題は、今の新型コロナ対策ということにとどまらず、全般的に納税力・担税力が落ちてきているという状態がありますので、収納課だけでなく担当課のほうで、税の課のほうでひとつ、職員の人たちとの連携プレーもきちんと密にして、納税者の意向に十二分に配した形でひとつ対応してもらうように、改めて要望しておきたいと思っております。

それで、続いて2回目の第2条、提案説明の第2条に沿って、ここは新型コロナウイルスとの関係では、今一つ処理しましたから、25条と26条の二つの点に絞ってお伺いいたします。

先ほどの説明のところ、25条ですが、文化振興とやっぱり、文化振興に通じるかどうかというのは、私はちょっと疑問があったものですから、一般質問であえて触れなかったのですが、必要なイベントなんかやって、券がもう発売になっていて、イベントが中止になったと。それで、回収するのも面倒くさいし、これ寄附するというと寄附金控除を受けられるのだと。これは私も知っておりました。

でも考えてみますと、大都会なんかを中心にして、ビッグイベントなんかは、資産家あるいは大商社・大企業が2割も3割も4割も大きく買い占めているのだとかという話もちょっと聞こえてきて、その人たちが税金の寄附金控除のためにといたら、恐らく相当な納税額があれば、源泉徴収額があればですよ、いっぱい戻ってくるのだと、こんなことになるのだろうと。

具体的にこれはどうイメージすればいいのですか。条例改正と市民に与える影響力ということになると、これは確かに次元の違う話だろうと思うのですが、大体幾らか、試算でもしているのですか、できますか——できますかというのは、イベントが中止になりました、券が払戻しではなくて……。

○**委員長（工藤光志委員）** 簡潔に質疑してください。

○**23番（越 明男委員）（続）** はい。ということなので、これはどうですか。与える影響力という意味では、どんな形で受け止めていますか。

それから、続いて、26条ですが、住宅借入金等特別税額控除ということになりました。

今、制度的に、これは借入残高の1%でしたか。その控除ということだと。そこはちょっと制度的なところを確認したいのですが。これも、先ほどの25条と同じで、どうですか、市民の皆さん方に与える影響という意味では。どういうふうに、担当課のほうではそこら辺を推察していますか、26条の市民への影響というところでは。そこ二つ、お願いします。

○市民税課長（白取靖夫） まず、25条のイベントの中止の関係のところでございます。

今お話がありましたように、文化芸術・スポーツイベントといったものが中止とか延期になった場合、政府の自粛要請を受けた形でという条件がつきますけれども、その場合はそのチケットの払戻しを受けないと、放棄すると、寄附金控除ということで受けることができるということで、アーティストですとか、アスリートを応援するという意味合いがございます。

それで、所得税においては、これ寄附金控除の対象になるのでございますけれども、住民税のほうでの寄附金控除を受けるためには、住民の福祉の増進に寄与するものとして市の条例で定めるものが対象になるという条件がつきます。どういうものかといいますと、所得税のその控除の対象になったイベント、国が認定したイベントということになりますけれども、そのうち主催者の住所——主たる事務所等の所在地が青森県内にあるものという条件が一つつきます。これは弘前市税条例施行規則第6条の2で青森県内という条件がありますので、今回の新たに設けられたイベントの中止に関してもその対象になっているということで、毎週のように、国のほうのホームページを見ますと、対象になるイベント、こういうものを認定しましたよというリストが載るのですけれども、今のところ、先週の金曜日までの時点では、まだ青森県内というのは一つだけ、六百六十何件か載っているのですけれども、そのうち1件だけです。ヴァンラーレ八戸というのですか、これのホームゲーム、これ八戸市内で開催する予定で当然、主催者としても株式会社ヴァンラーレ八戸、この所在地が八戸市内ですので、もしも弘前市民の方でこの試合のチケットを持っていて、なおかつ払戻しを受けない、放棄するという方がいらっしゃったとすれば、来年確定申告することによって、所得税のほうはもちろん、住民税も控除になると。今のところはこれ一つだけですので、今後、対象になるイベントが増えていって、青森県内に住所を有する事業者のイベントも載ってくるのかもしれませんが、あまり数は多くないのかなと。

ですので、先ほど委員のほうから、影響はどのくらいだと、試算はしているのかという御質疑がありましたけれども、それは試算も何も、影響はあまりないというふうに考えております。

それから、次に、26条でございます、住宅借入金等特別税額控除。これは昨年10月、それこそ消費税率のアップもちょっと絡むのでございますけれども、その10月から今年の年末、12月31日までの間に住宅ローンを借りて居住を開始した場合、住宅ローンの控除期間を10年ではなく13年にしますと。3年間延長しますという制度がスタートしてございます。

ただ、今のこのコロナウイルスの影響で、資材が入ってこないとかで住宅の建築が遅れてしまったということもあるという影響を考慮しまして、今年12月末までではなく来年12月末まで1年間延長して、来年12月末までに居住を開始した場合は同じように、10年ではなくて13年間対象にしますという制度でございます。

先ほど、1%という話がありました。これ、住宅ローンの年末残高の1%くらいが控除になると、住民税はその引き切れなかった部分を控除限度額までの範囲内で控除すると。控除限度額といいますのは、所得税の課税総所得金額の7%、またはこれ最高で13万6500円です。そこまでであれば控除できるというふうに、1年間延長になりますと。申し訳ないですけれども、ちょっとこの試算はまだできておりません。

○22番（佐藤 哲委員） 今、大分分かりました。それで、まず私の場合、附則第9条の2のところから、そのほかのものは全て減税というか、猶予するという関係のものなのに、ここだけがなぜか増税案なわけですね。この水力発電の設備に対して、固定資産、これは相当大きな水力発電のものを指していますけれども、これは弘前に関していえば、どのぐらいの案件が対象になっているのか。

それから、なぜ、何ゆえにこれ、今やる理由があるのかということをお伺いいたします。

それから、次に、新型コロナウイルス感染等に係る特例関係、これ私、つくづくと感じているのですけれども、今まで通常であれば、減収になったとか、売上げが上がらなくなったと、それで何十%か収入減になったということは、これまでも何ぼでもあったことなので。コロナに特定して、これがコロナだものだがさ、コロナでないものだがさという気がしますけれども、それはもう減収になった方々全てがそういうものの対象になると考えてよろしいものかどうかですね。

それと、この裏のページに行きますけれども、どうも私、こういう役所の文書というのは難しくよく分からないので、イベントのところです。個人住民税の税額控除の対象、これはイベントのチケット等々、これからどういうものが出てくるのか分かりませんが、今のところは1件だけだと言っていますけれども、仮にそういう対象になった場合、申告のときはどうやって申告するものなのですか。寄附金控除の場合は1万円を引いたり引かなかったり、いろいろありますよね。その8,000円とか9,000円とかという金額がどうやって申告できていくのかなという気がいたします。

それと、住宅借入金のところ、13年のところ。これは、13年のスタートというのは分かるけれども、これは13年のスタートが令和2年のところから始まると考えればいいのですか、令和3年から始まると考えればいいのですか。これちょっと私、こういう文書というのは疎くて読めませんのでよろしくお願いします。

○資産税課長（石田 剛） ただいまの質疑の附則第9条の2、水力発電の関係の質疑です。

最初に、弘前にこの適用を受けている該当施設があるかないかということについては、現在のところはございません。これまでも、制度としてはありましたけれども、適用されているものはございません。

それで次に、なぜ今のタイミングでやるのかということですが、実は二つ目の項目である新型コロナウイルス感染症に関する特例とこの水力発電、再生可能エネルギーについては、国のほうで改正した法律の時期が違ってしまっていて、再生可能エネルギー、水力発電については、今年3月31日時点で公布された地方税法の改正に伴うものです。それで、先ほど、影響はないと、整備されているものはないとは申しましたけれども、実際、今年度——今年度というか、今年いっぱいですね、12月までの間に該当する水力発電設備を整備して、この規定にのせようと、減税を受けようということになれば、少なくとも今年12月までには条例を改正する必要があります。それで、国の法律が3月31日に公布されて4月1日に施行されているので、その12月までのタイミングのいつかの段階では、市がこの特例を適用するためには条例改正が必要なのですけれども、一番早いタイミングが6月議会、今議会だと。臨時議会は特殊な議案を審議するということでしたので、今回の6月で審議していただくということになりました。

もう1点ありました。今回の資産税に絡む部分を主に言いますと、収入減、別にコロナにかかわらず、収入が減っている人も今回のコロナ関係の特例を受けられるのかということについてなのですけれども、固定資産税、都市計画税については受けることが可能になります。ただ、

これは国・県の要請も市の要請もそうですけれども、行政側からの要請に基づいて生産活動と  
いうか、事業活動を休止していただいたという、直接休止した方も当然そうですし、その影響  
を受けて事業規模が縮小したとか、外出できないとか——外出というか、ほかの業種との仕事  
上の付き合いとか、そういうものができなくなったというところも広めに解釈して、今回はあ  
まり厳しく限定せずにやるというふうに国のほうで制度設計したものと思っております。

○市民税課長（白取靖夫） 私からは、まずイベントの関係で御説明申し上げます。

これは、文部科学大臣が、このイベントは対象にしますということで指定します。それで、  
先ほど申したように、ホームページで順次公表すると。そして、参加者、参加する予定だった  
方がそのイベントの主催者に対して、払戻しを私は受けませんという旨の連絡をします。する  
と、その主催者のほうから指定行事証明書——これは国から主催者に交付されるものです。指  
定行事証明書、この交付される写しが参加予定者に送られてくると。それからもう一つ、払戻  
請求権放棄証明書、この2枚が送られてきます。この2枚を翌年の確定申告の際に添付して確  
定申告しますと控除を受けることができると、税の優遇を受けることができるというふうにな  
るのでございますが、具体的な金額でちょっと申し上げます。例えば、持っているチケットが  
1万円だとします。それを全部、払戻しを受けませんと、放棄しますということにした場合は、  
2,000円という、これどうしても自己負担分がありますので、2,000円を差し引いた残りの  
8,000円のうちの40%が所得税から控除されますよと。つまり3,200円になります。それで、住  
民税もしも対象になる方であれば、その2,000円を差し引いた8,000円のうちの10%、つまり  
800円が住民税から控除になります。ということで所得税、住民税、両方足して4,000円、1万  
円を放棄した方は最大で4,000円の税の控除を受けることができるということになります。

それから、26条の住宅のほうですけれども、これは令和2年12月末までの予定が1年延長し  
て令和3年、来年12月末までということで13年間、10年ではなくて13年間対象ということにな  
りますので、令和15年度という文言が令和16年度というふうに改正、1年延ばして改正する  
ということがございます。（「せば、スタートはいつの年か」と呼ぶ者あり）令和2年分だったの  
が今度は令和3年分からと。（「オーケーです」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時32分 散会】